

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、栗熊東地区土地改良事業共同施行の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）栗熊東地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成23年9月13日から同年10月3日まで縦覧に供する。

平成23年9月6日

香川県知事 浜 田 恵 造